

山陽小野田市農業委員会

第 2 7 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 8 年 9 月 9 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 7 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1 7	上 田 進
会長職務代理者	1 3	川 空 忠 男
委 員	1	松 村 孝 子
	4	田 中 覺
	5	眞 鍋 喜久夫
	6	篠 原 佐二郎
	7	齊 藤 勇
	8	高 畑 憲 二
	1 1	福 間 武 勝
	1 2	木 村 芳 則
	1 4	村 上 俊 治
	1 5	縄 田 國 和
	1 6	田 尾 光 一
	1 8	辻 村 勝 好
	2 0	中 重 壽
	2 1	長谷川 邦 夫
	2 2	山 本 シゲ子
	2 3	松 本 隆 博
	2 4	水 津 治
	2 5	重 永 達 記

4. 欠席委員

2	大 田 チズ子
3	中 富 高 義
9	伊 藤 周 作
1 0	二 井 太刀男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第105号 農地法第3条 権利の移動

議案第106号 農地法第4条 転用

議案第107号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第53号 現況証明願い

報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第108号 農用地利用配分計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

7. 会議の概要

議長	只今より第27回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は2番大田委員、3番中富委員、9番伊藤委員、10番二井委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は5番眞鍋委員と6番篠原委員にお願いします。会議の書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第105号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第105号番号31について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が山口市〇〇〇〇号、〇〇〇〇。譲受人が大字〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇。土地の表示が大字〇〇〇〇番2、地目が田。面積が926㎡の農用地内です。権利の種類は贈与による所有権移転です。本案件は譲渡人が遠隔地及び高齢のため、農地の持分を耕作者に譲り渡すものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。
議長 20番	現地調査報告をお願いします。 9月5日に事務局2名と木村委員と私で現地調査を行いました。〇〇〇〇から〇〇〇〇面にバス路線で1.5kmほど行くと、〇〇〇〇のバス停があります。そこから30mほど行くと左側に曲がり、橋を渡って右に曲がると〇〇〇〇の宅地がございます。この隣接に現地がございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有地で、〇〇〇〇さんが現在稲作を行っています。〇〇〇〇さんが高齢で管理ができないため贈与するものです。
議長 23番	何か質問はございませんか。 隣接地に〇〇〇〇さんの田がありますが、排水や水路等の了承は得ているのですか。
20番 局長	大丈夫だと思います。 隣接の〇〇〇〇さんの田ですが、〇〇〇〇さんが作っておられます。水利等は問題ないと思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号31について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第105号番号31については承認といた

	します。次に議案第１０６号農地法第５条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第１０６号番号１０２について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が宇部市〇〇〇〇号、〇〇〇〇。譲受人が防府市〇〇〇〇号〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。土地の表示が大字有〇〇〇〇番１、地目が田。面積が６５２㎡の農用地外です。転用目的は太陽光パネルの設置です。本案件は、太陽光パネルを設置し、売電事業を行おうとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第２種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長	現地調査報告をお願いします。
１２番	５ページをご覧ください。現地は〇〇〇〇の〇〇〇〇入り口から３００ｍ入った、〇〇〇〇線の〇〇〇〇橋傍の田です。譲渡人は市外在住でご主人が入院中など、ここで農業ができる状態ではないということでした。現地の周りは、〇〇〇〇さんの宅地と太陽光パネル設置地、残りの２方向が道路で、申請地の宅地側にはＵ字溝があり、周りに耕作地もなく問題となるようなことはありませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号１０２について賛成の方の挙手を求めます。 （全委員 賛成） 全員賛成により議案第１０６号番号１０２については承認いたします。次に議案第１０７号現況証明願いについて上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第１０７号番号３７について議案書をもとにご説明いたします。申請人が大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。土地の表示が大字〇〇〇〇番４、地目が田。面積が９．０１㎡の用途地域内です。現況地目は宅地となっております。本案件は、昭和４７年に農地法の許可を受けて住宅と周辺にブロックを建設したものです。３０年が経過したころ分筆測量を行った際、隣地を占有していたことが判り、今後も農地として利用できないことから、非農地の証明を行うものです。ご審議の程お願いいたします。
議長	現地調査報告をお願いします。
２０番	〇〇〇〇の裏側になります。〇〇〇〇と〇〇〇〇があり、そこから３０ｍほどの場所にございます。先ほどお話があったように、昭和４７年に〇〇〇〇さんが〇〇〇〇に家を建てました。平成１４年に〇〇〇〇が〇〇〇〇から〇〇〇〇までを測量した結果、農地を占有していたことが判明しました。そのときには是正しておればよかったのですがそのままの状態になっており、現在に至っています。

議長	何か質問はございませんか。
1 4 番 事務局	〇〇〇〇番を分筆したのはいつですか。 〇〇〇〇番 1 の北側に〇〇〇〇さんが自分の農地を分筆して、平成 1 4 年に家を建てました。その際に〇〇〇〇を測量し、〇〇〇〇さんの土地が少しはみ出しているのが判明しました。〇〇〇〇さんがこの部分を〇〇〇〇さんに譲ろうということで分筆をされたそうです。農地だったので譲り渡すことができず、今日に至ったということです。平成 1 4 年 7 月 5 日に分筆しております。
1 4 番 事務局	〇〇〇〇さんが家を建てられたのはいつですか。 昭和 4 7 年に建てました。
1 4 番 局長	昭和 4 7 年のときに〇〇〇〇はあったということですね。 〇〇〇〇と〇〇〇〇と分けたのは〇〇〇〇さんが農地法の転用を出した昭和 4 7 年です。〇〇〇〇ができたのは平成 1 4 年です。
1 4 番	〇〇〇〇番を分筆したのは昭和 4 7 年で、枝番の 1、2、3 ができ、はみ出した部分をもう一度分筆して 4 ができたということですね。
局長	〇〇〇〇があります。図面には入っていないのですが、〇〇〇〇の北側に枝番の 5 があります。農地を転用して家を建てています。それが平成 1 4 年です。
1 4 番	〇〇〇〇は全て田んぼだったのですね。いつかの時点で地目を畑に変えたということですね。
局長	そうです。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 3 7 について賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 1 0 7 号番号 3 7 については承認といたします。次に報告第 5 3 号農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	報告第 5 3 号番号 6 について議案書をもとにご説明いたします。転用者が大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。土地の表示が大字〇〇〇〇番 1、地目が田。面積が 9 7 1 m ² の内 3 3 m ² 。転用内容は農業用道路です。本案件は所有する農地の進入路を建設しようとするものです。ご審議の程お願いします。
議長	現地調査報告をお願いします。
1 2 番	1 3 ページをご覧ください。現地は〇〇〇〇入り口付近の田んぼです。普通車 1 台が通れるくらいの道幅です。転用者の田とその上の田は道路よりも低いところにあります。どちらも耕作をしておられ、この 2 枚の田の堺のところに急ですがトラクターが出入りでき

る道があります。この度、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの家の間に家が建築されました。建築中にトラクターの出入り口の正面に工事用倉庫が設置され、トラクターでの出入りが難しくなりました。今後、この新築の家に塀などが造られる可能性もあるため、今回、自分の農地の一部を埋め立てトラクター等を出入りさせたいということです。若干埋め立てられるそうですが、その際には用水路もきちんとされるそうです。問題となるような事項はありませんでした。

議長 何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第53号の審議を終わります。次に報告第54号農地法第18条第6項の規定による通知について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号95の1件です。賃借人が大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。賃貸人が大字〇〇〇〇番地79、〇〇〇〇。土地の表示が大字〇〇〇〇番、外1筆。地目が畑、面積が2,310㎡です。現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はございませんか。

4番 解約をしたあとに契約をするのですか。

局長 〇〇〇〇さんについては今後、農地の取得について検討しておられるので、貸し借りをしている農地については解約をし、自分が農業を営むことで農地の取得を考えていくそうです。

4番 〇〇〇〇と契約するのですか。

局長 〇〇〇〇さんが農地を取得するため、今回契約を解約するもので、〇〇〇〇とは関係ありません。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたら報告第54号の審議を終わります。次に議案第108号農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 議案第108号農用地利用集積計画（案）について説明します。山陽小野田市長より平成28年9月9日付で農用地利用集積計画（案）の決定を求められております。今月の農業基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は整理番号103番の1件、1筆、840㎡です。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第108号について賛成の方の挙手を求めます。

（全委員 賛成）

全員賛成により議案第108号については承認いたします。次にその他について事務局よりお願いします。

局長 事務局より連絡事項を申し上げます。まず、農業者年金について

です。農業者年金の加入について本年中に1件の契約を成立させたいと思っておりますので引き続きご協力をお願いします。全国農業新聞購読も合わせてお願いします。

次に農業委員の視察研修を11月17日木曜日、18日金曜日の2日間大分方面で行います。視察場所については、大分市農業委員会からの紹介でJA大分のみつば生産団地の状況を視察し、宿泊は別府市の行程とします、次回総会で日程表を配布いたします。都合のつかない委員は早めにご連絡ください。

次の現地審査は10月5日、水曜日の9時から、水津委員、川空委員でお願いします。総会は10月11日火曜日の13時30分から保健センター2階集団指導室で行います。

議長 以上をもちまして第27回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)

お疲れ様でした。

閉会 14時07分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
5 番委員

議事録署名委員
6 番委員